

## 宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用細則

制 定 平成 20 年 10 月 28 日

一部改正 平成 21 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス規程第 5 条に基づき、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス（以下「ハウス」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用時間帯)

第 2 条 ハウスの使用時間帯は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りではない。

一 日帰りの場合 午前 10 時から午後 4 時

二 宿泊の場合 午前 10 時から退所日の午前 10 時まで

2 特別の事情により前項の使用時間帯以外で使用を希望する場合は、第 5 条に規定する使用願（別紙様式 1。以下同じ。）を提出する際に、希望する使用時間帯及び理由を記載のうえ申請し、所長の許可を得なければならない。

(使用の休止)

第 3 条 ハウスは、次の各号に掲げる期日については、原則として使用を休止する。

一 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで

二 所長が管理上必要と認めた日

(使用責任者)

第 4 条 ハウスを使用する場合には、使用者は、使用する者の中から使用責任者を定めなければならない。

2 使用責任者は、宇都宮大学（以下「本学」という。）の学生及び国立大学法人宇都宮大学（以下「法人」という。）の職員が使用する場合は、法人の職員とし、他大学等の学生及び職員が使用する場合は、当該大学等の職員とする。

(使用願等)

第 5 条 使用責任者は、原則として使用開始日の 10 日前までに、使用願及び使用者名簿（別紙様式 2）を修学支援課に提出し、所長の使用許可を得なければならない。

2 所長は、前項の使用願を適当と認めた場合は、使用許可書（別紙様式 3）を交付するものとする。

(変更の申出)

第 6 条 使用責任者は、使用許可書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所長に申し出なければならない。

(使用料)

第 7 条 ハウスを使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、本学の学生又は法人の職員が、本学の教育課程による実験・実習又は教育・研究を行う場合は、納付を要しないものとする。

2 使用料は、経理課へ前納するものとする。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、第 9 条第 3 号の規定により許可を取り消

し、又は使用を中止させた場合は、その全部を返還することがある。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第8条 使用者は、使用目的以外に使用し又は他に転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第9条 所長は、次の各号に掲げる場合には、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 使用者が使用許可条件に違反した場合
- 二 使用願に虚偽の記載があった場合
- 三 ハウスの維持管理上必要と認めた場合

(施設等の防火及び保全)

第10条 使用者は、施設、設備及び備品等の防火及び保全に努めなければならない。

(損害の弁償)

第11条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備又は備品等を損壊、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を所長に届け出るとともに、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、ハウスの使用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において、宇都宮大学農学部附属演習林実習宿泊施設使用要項第5条第2項により使用許可を受けている者については、この細則第5条第2項による使用許可を受けたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に使用許可を受けた者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 別表

使 用 者	使 用 料		
	日 帰 り	宿	泊
	1人1時間に付き	1人1泊に付き	2泊目以降1泊に付き
本学の学生・職員	0円	700円	0円
上記以外の者	300円 ただし、3時間 以内の場合は、 150円とする。	1,440円	740円